

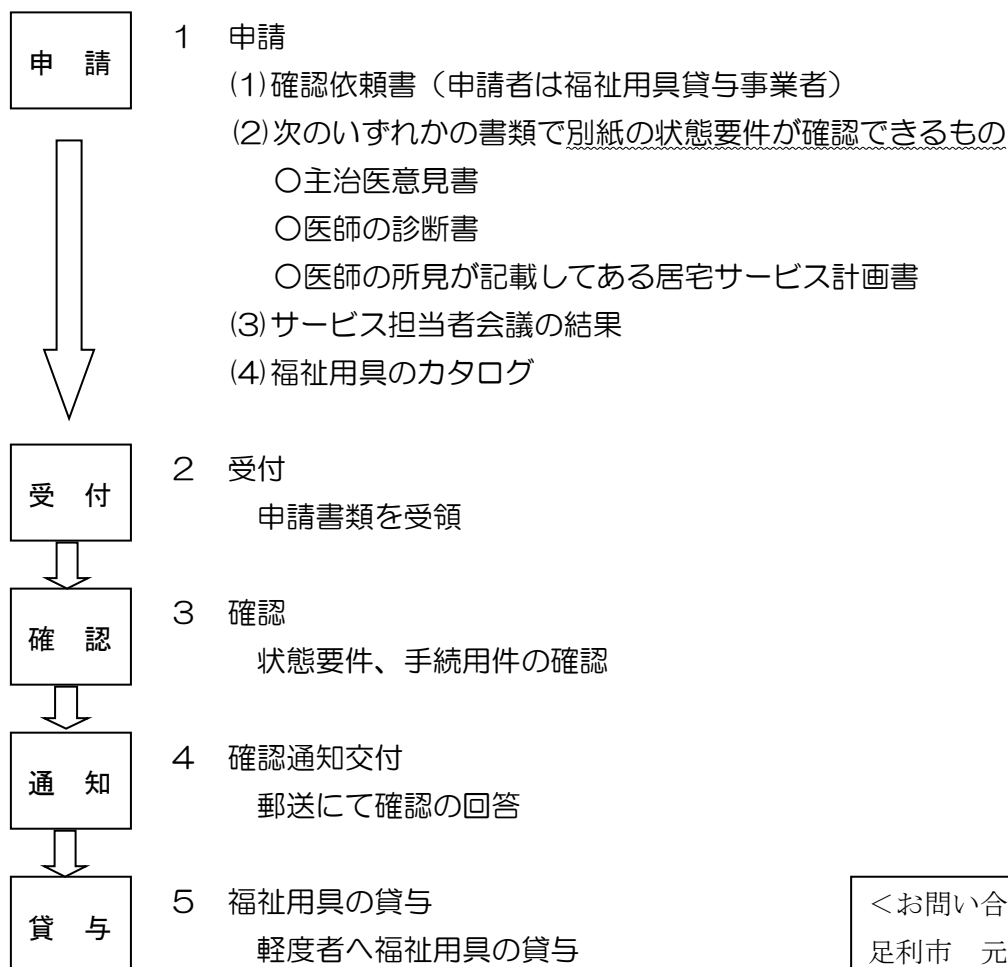
## 軽度者に対する福祉用具貸与の特例について

軽度者（要支援1・2又は要介護1）の方への福祉用具貸与について、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）は保険給付の対象外です。また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護2及び要介護3の方への福祉用具貸与についても保険給付の対象外です。

ただし、種目ごとに必要性の認められる一定の状態にある人については、例外的に保険給付の対象となります。また、別紙の状態要件に該当することが医師の医学的所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合にあっては、市に申請し、福祉用具貸与の必要性が書面により確認できた場合に、保険給付の対象となります。

手続方法は下記のとおりですので、必要な場合は必ず申請してください。

### 【手続きの流れ】



＜お問い合わせ＞  
足利市 元気高齢課  
介護サービス担当  
TEL0284-20-2136

## 別紙

### 状態要件（留意事項通知第二の 9 の (2) の①のウの i)～iii)）

次の I～Ⅲのいずれかに該当すること

- I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

### 手続要件（留意事項通知第二の 9 の (2) の①のウ）

次のア～ウの全てを満たすこと

- ア 状態要件 I～Ⅲのいずれかに該当することが医師の意見（医学的な所見）に基づいていること  
主治医意見書又は医師の診断書が想定されているが、担当介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見（少なくとも聴取年月日、医師名及び I～Ⅲのいずれかに該当する旨の所見の記載があること）でも可。
- イ 福祉用具貸与の必要性がサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえて判断されていること  
サービス担当者会議が開催され、その記録（少なくとも開催年月日、参加者及び福祉用具貸与が必要な理由の記載があること）が作成されていることが必要。なお、例外給付であることに鑑み、会議を開催せずに、担当者に対する照会等により代替することは、特に保険者（市町）が認める場合を除いて不可とする。
- ウ 保険者（市町）がア及びイを確認すること  
個々の事例につき、保険者（市町）が書面等確実な方法により確認することが必要。（介護予防）福祉用具貸与事業者は、保険者に対し、ア及びイの文書の写しを添付して確認を依頼する。なお、具体的な手続については各保険者の定めによること。

※介護予防（留意事項通知第二の 11）についても上記と同様です。

## 状態要件についての注意

状態要件については医師の意見（医学的な所見）が必要です。福祉用具貸与を必要と認める医学的な所見の記載があるか確認してください。

具体例は次のとおりです。

### I 状態の変化

- パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の壮快・憎悪を起こす現象が頻繁に起き、日によって特殊寝台が必要な状態となる。
- 重度の関節リウマチで関節のこわばりが朝方強くなり、時間帯によって、移動リフトが必要な状態となる。

など

### II 急性憎悪

- 末期がんで認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短時間で特殊寝台が必要な状態となる。

など

### III 医師禁忌

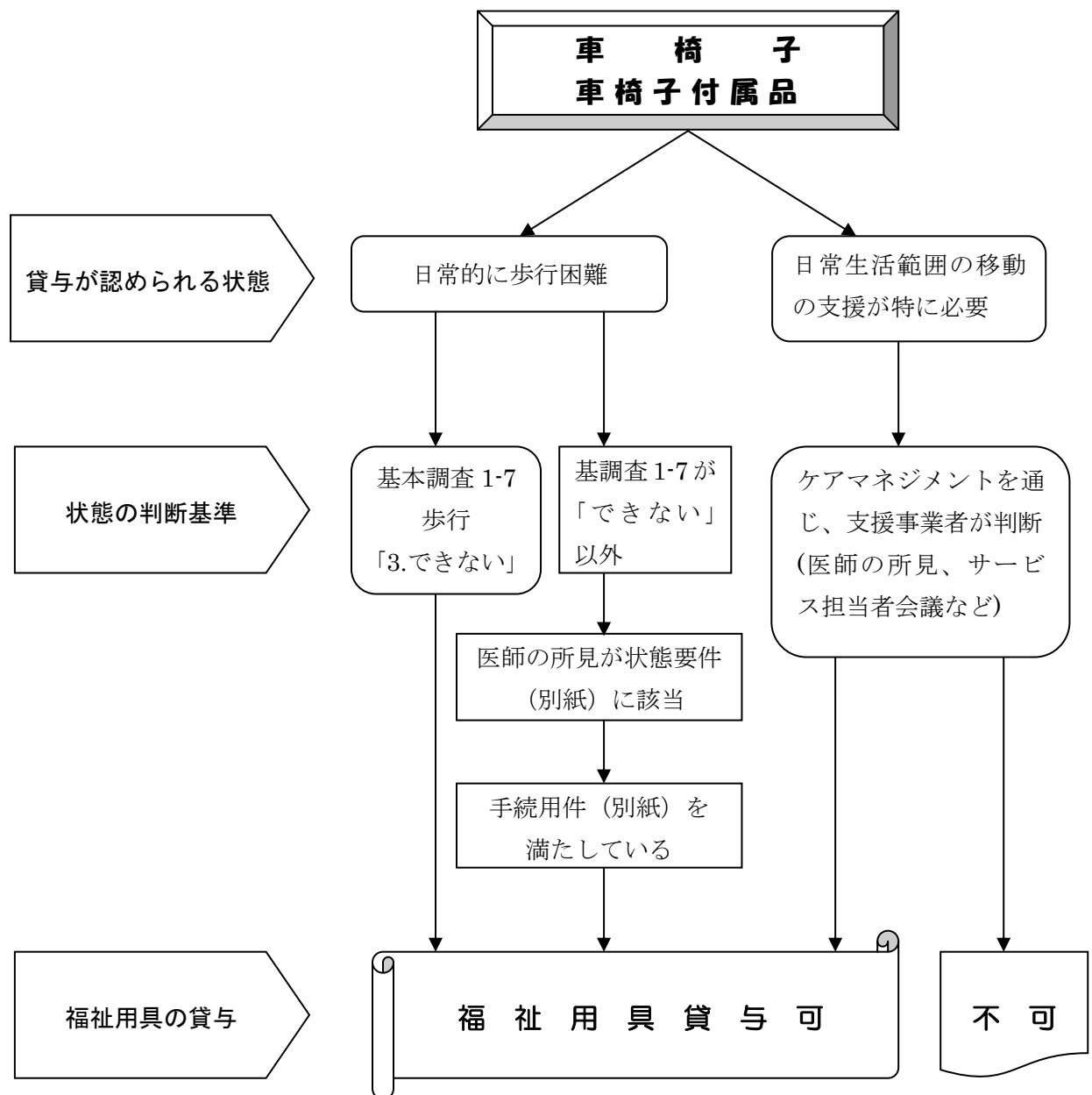
- 重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。
- 重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。
- 重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。
- 脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。
- 人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。

など

## 軽度者への福祉用具貸与の特例の事務処理について

要支援1・2及び要介護1の軽度者（自動排泄処理装置は軽度者及び要介護2・3の者）へ福祉用具を貸与する場合は、下記により可否を判断してください。市へ確認が必要な場合は、手続に漏れないよう御注意ください。

基本調査：認定調査票（基本調査）項目



特殊寝台  
特殊寝台付属品

貸与が認められる状態

日常的に起き上がりが困難

日常的に寝返りが困難

状態の判断基準

基本調査 1-4  
起き上がり  
「3.できない」

基本調査 1-3  
寝返り  
「3.できない」

基本調査 1-4 が  
「できない」以外

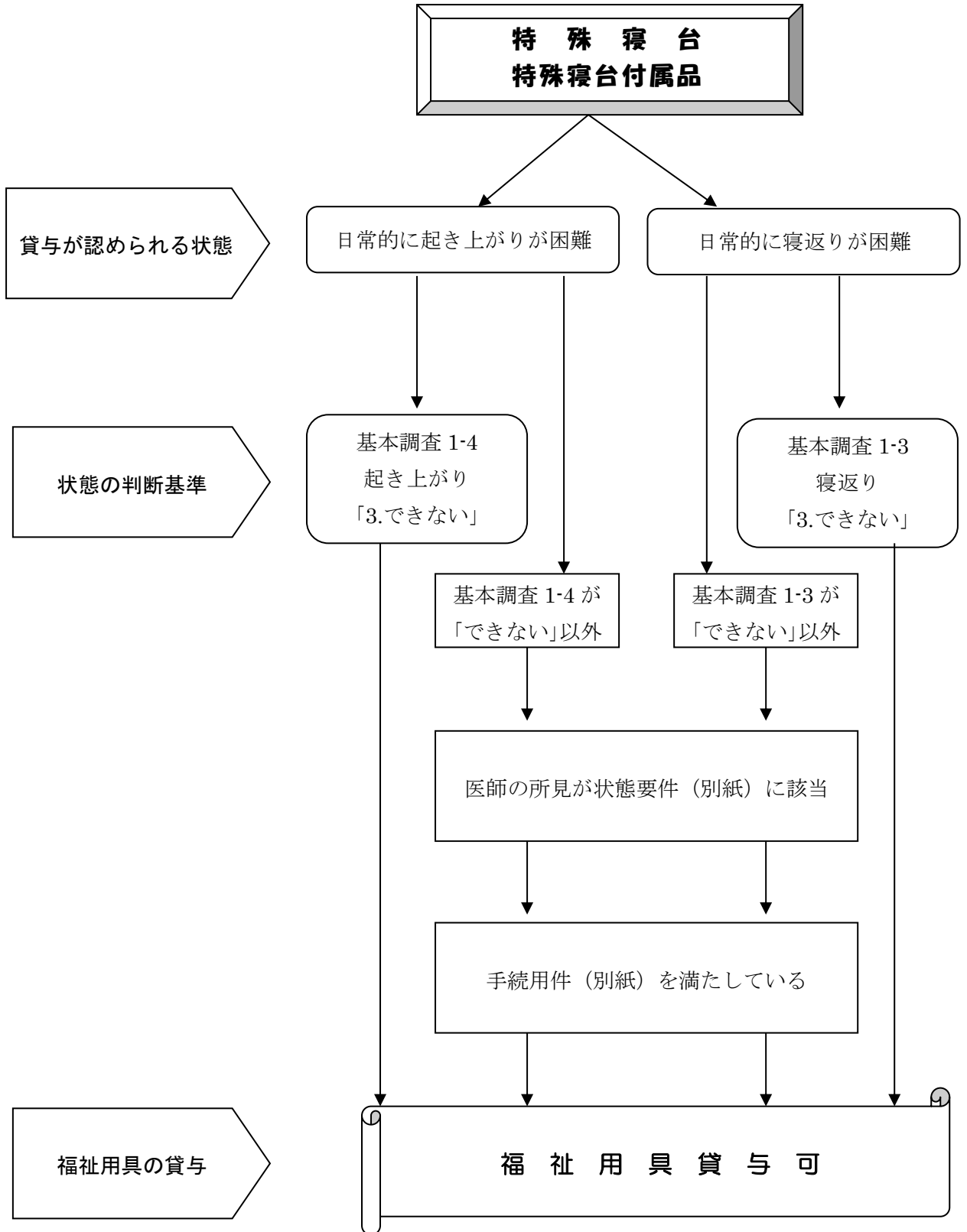
基本調査 1-3 が  
「できない」以外

医師の所見が状態要件（別紙）に該当

手続要件（別紙）を満たしている

福祉用具の貸与

福祉用具貸与可



床ずれ防止用具  
体位変換器

日常的に寝返りが困難

貸与が認められる状態

状態の判断基準

基本調査 1-3  
寝返り  
「3.できない」

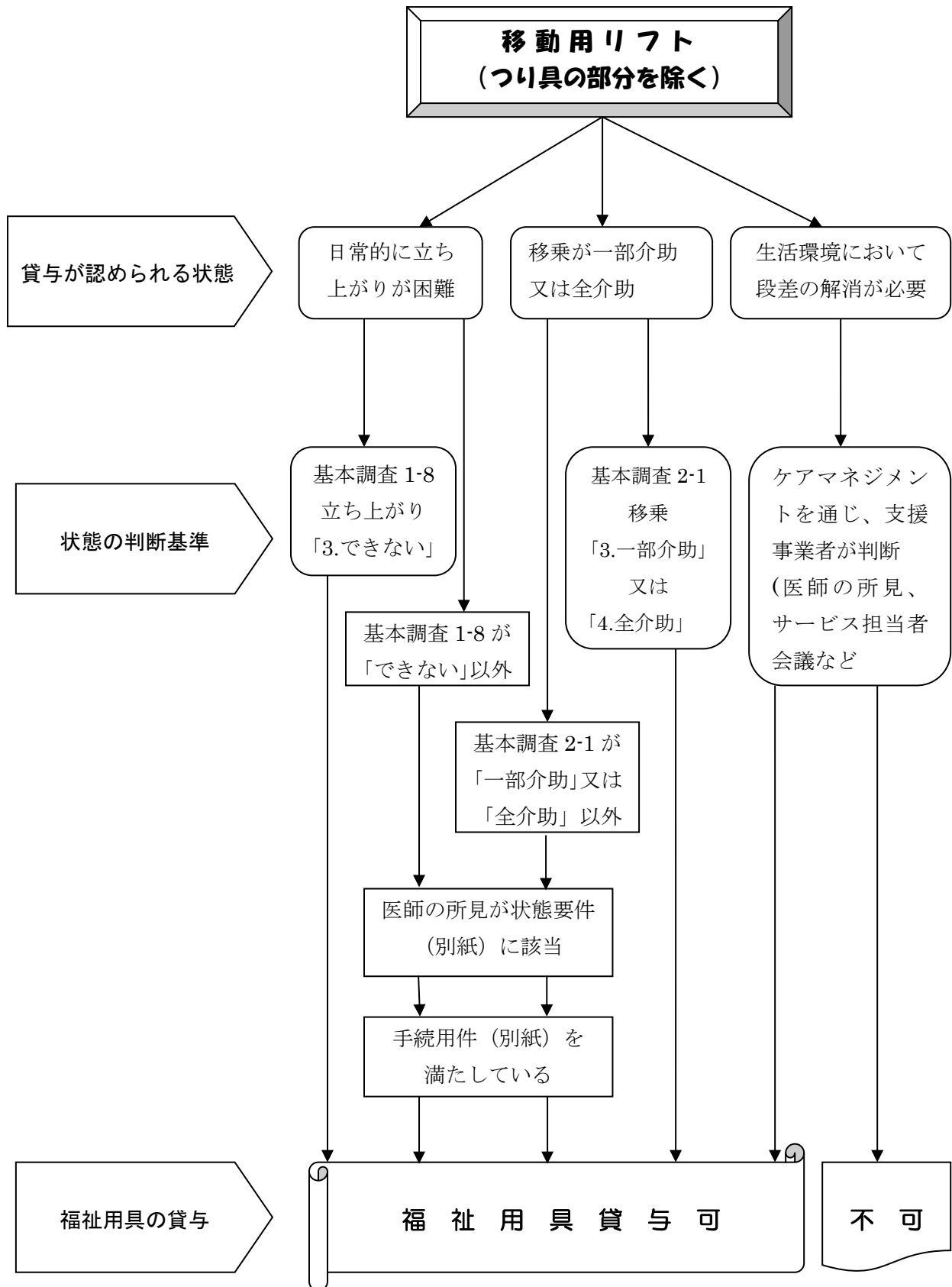
基本調査 1-3 が  
「できない」以外

医師の所見が状態要件  
(別紙) に該当

手続要件 (別紙) を  
満たしている

福祉用具の貸与

福祉用具貸与可



# 認知症老人 徘徊感知機器

貸与が認められる状態

下記の①②両方に該当する者  
①意思伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障  
②移動において全介助を必要としない

状態の判断基準

①基本調査 3-1:意思の伝達「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外  
②基本調査 2-2:移動「4.全介助」以外

①基本調査 3-2～3-7:記憶・理解のいずれか「2.できない」  
②基本調査 2-2:移動「4.全介助」以外

①基本調査 3-8～4-15:問題行動のいずれか「1.ない」以外  
②基本調査 2-2:移動「4.全介助」以外

①主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合  
②基本調査 2-2:移動「4.全介助」以外

基本調査が  
左記以外

医師の所見が状態要件  
(別紙)に該当

手続要件(別紙)を  
満たしている

福祉用具の貸与

福祉用具貸与可



**自動排泄処理装置（平成 24 年 4 月から）**

（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

貸与が認められる状態

下記の①②両方に該当する者  
①排便が全介助を必要とする者  
②移乗が全介助を必要とする者

状態の判断基準

①基本調査 2-6 排便  
「4.全介助」  
②基本調査 2-1 移乗  
「4.全介助」

基本調査 2-6 又は 2-1 が  
「4.全介助」以外

医師の所見が状態要件  
（別紙）に該当

手続要件（別紙）を  
満たしている

福祉用具の貸与

**福祉用具貸与可**